

計画期間の変更（延長）について

本市では、令和8年2月に「長野市若者に関する計画」（～R11）を策定し、既に策定済の「長野市子どもの貧困対策計画」（R5～R9）及び「第三期長野市子ども・子育て支援事業計画」（R7～R11）と合わせ、「長野市こども計画」に位置付けました。

この「長野市こども計画」を構成する三つの計画のうち、本計画のみが計画期間を令和9年度までとしていたため、次期「長野市こども計画」の策定を考慮し、本計画の期間を2年間延長し、令和11年度までとしました。

〈長野市こども計画策定イメージ〉

